

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める 意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。

また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめる為に支援するよう求め予算化している。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっており、労働実態は依然として厳しい。安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。次期看護職員需給見通しの策定にあっては、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師、介護職員などを大幅に増員すること。
- 3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会